

石川県工業試験場 知的財産ポリシー

令和6年4月1日策定

研究テーマの設定

県内企業のニーズ調査結果、先行技術、社会・経済動向、国や県の施策を踏まえ、技術移転先の県内企業等にとって魅力ある研究テーマを設定し、事業化に結び付ける。

知的財産等の権利化

(1)国内における権利化

県内企業が工業試験場の研究成果・知的財産を有効活用できるよう権利化を図る。発明者は、権利化の可能性のある研究成果を出願前に公開しない。

(2)海外における権利化

海外での権利化には多大な費用・労力・時間を要するため、海外での実施が確実に見込める場合に限り、共同出願者と協議の上で権利化する。ただし、国家安全保障に係る発明(経済安全保障推進法に規定の特定技術分野(*)に該当)の場合、共同出願者と協議の上、権利化を行わない。

(*)特定技術分野: https://www.cao.go.jp/keizai_anken_hosho/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

(3)公開しない場合

(1)において、技術情報の公開によりその有用性が低下する場合は、公開せずノウハウとする。

(4)権利化しない場合

(1)に該当せず、今後の知的財産権取得を阻害しない研究成果であって、公開することが望ましい場合、論文や研究報告書等で公開する。

知的財産等の活用

県有財産である知的財産権の実施においては、透明性・公平性を確保し、技術移転する。

(1)県内への実施許諾

非独占的通常実施権を有償許諾する。

(2)県外への実施許諾

次のいずれかにあてはまる場合、県外事業者に対し実施許諾を行う。

ア 県内企業者等による実施が見込めない場合

イ 県内企業者等の事業継続が阻害されない場合

ウ 市場拡大や県内企業者等の参入機会増大につながる場合

(3)共有知的財産権の活用

共有権の実施に関して、共同研究契約、共同出願契約、実施契約を共有権者と締結する。